

返戻金制度に関する事項

返戻金制度について

株式会社COCOAINAの紹介により就職した者が、入社後2ヶ月以内に本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 入社後1ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の50%
- (2) 入社後2ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の20%

ただし、会社都合による一方的な解雇及び採用決定者への処遇、その他条件が採用時の労働契約と著しく異なることに起因する退職の場合は、この限りではありません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。